第１０３号議案

第百三号議案

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者	
	所在地	名称
江戸川区立福祉作業所 江戸川区立福祉作業所分室	江戸川区中葛西二丁目七番二号	社会福祉法人江戸川菜の花の会 理事長　山口　勇
指定の期間	令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで	

（説明）

令和九年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立福祉作業所及び江戸川区立福祉作業所分室の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。